

復二第二四七號

昭和二十五年四月十日

引揚投設廳復員局第二復員局發務處課長

各地方復員發務處課長 殿

日本内地經由歸還の琉球人たる舊海軍關係

復員者の取扱について（通牒）

一、外地より引揚げ日本内地を經由して琉球（營沖繩縣のほか奄美大島等北緯三十度以南の鹿兒島縣下であつた諸島を含む）を歸還する者の送還に關しては今後次のように処理されることとなつた。

(一) 送還便

概ね月一回運航線定の横浜―神戸―時に大阪に変更―琉球間の定期船による

(二) 歸還待機地

該重者が外地から舞鶴、佐世保又は横濱の投設局（所）に上陸した場合は舞鶴引揚投設局に送り同地を歸還待機地とする。

目 乗船地

横濱検校所に待機の者は横濱を、舞鶴又は佐世保引揚検校局に待機の者は神戸一時に大阪に變更一を乗船地とする。

二 右の送送に伴う未復員者給與法に定める復員者に對する給與の取扱は次の通りとする

(一) 歸郷旅費の支給

歸郷旅費の支給は上陸した地の地方引揚検校局又は特に定められた機関において擔任する。

なおその支給額は未復員者給與法施行規則別表の備考によつて次の通りとなる。

(1) 舞鶴、佐世保又は横濱に上陸した者は 一、〇〇〇圓

(2) 函館に上陸した者は 三、〇〇〇圓

(3) 右以外の地に上陸した者は別表「その他」の欄によつて計算した上陸地から京都へ往、舞鶴の屬する京都府廳の所在地へまでの距離に應ずる額

二 未支給給與の精算

未支給給與の精算は前項の歸郷旅費支給擔任機関より移牒の給與通牒（外地歸還元海軍軍人軍職申告書乙片）に基き給與處理を擔當する第二復員局殘務處理部又は地方復員殘務處理部（昭和二十四年復二第一五號による給與事務の移管を完了したものである）については佐世保地方復員殘務處理部において速かにこれを行い、精算の結果追給すべき給與金は本人待機の援護局（所）を経てこれを本人に交付する。

なお本人の給與等で供託（寄託）済のものがある場合は關係殘務處理部においてその供託（寄託）物の取戻を行い、右に準じ本人待機の援護局（所）を経てこれを本人に交付する。

寫送付先

各都道府縣民生部世話課第二世話係長
各地方引揚援護局復員部第二復員課長